

花経営者の皆様へ

これまで「花」を対象とした国のセーフティネットはありませんでした。

平成31年1月から、「花」を含め、全ての農産物を対象に、万一の収入減少を補てんする収入保険が始まりました！

収入保険の仕組み

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。

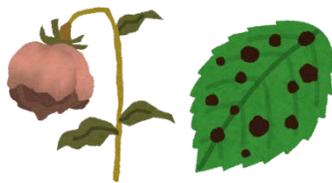
※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

- 自然災害はもちろん、価格の低下などを含め、花（切り花、鉢もの、ポットなど形態は問いません）等の販売収入の減少を広く補償します。

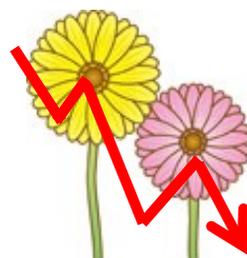
例えばこんな時・・・



雪害等により、設備が壊れ栽培や出荷ができなくなった場合



病虫害により花の品質が低下した場合



花の価格が低下した場合

※ 病気やケガで花の収穫ができない場合や、花の運搬中に事故が生じた場合等も補償します。

- 保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に補てんします。
- 保険料率は1.08%（50%の国庫補助後）です。また、自動車保険のように、保険金を受け取らなければ毎年保険料率が下がっていきます。

施設園芸共済（施設本体部分）と収入保険のセット加入がお勧め！

詳しい内容については、お近くの農業共済組合等又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7147）へお問い合わせください。

収入保険の概要

加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※ 簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

補てんの仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。

- ※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
- ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の販売収入が900万円を下回ったときに補てんされます。

- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

- ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率が下がっていきます。
- ※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、掛捨ての保険料は7.8万円、掛捨てでない積立金は22.5万円、事務費は2.2万円となります。

収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、[どちらかを選択して加入](#)します。

加入・支払等のスケジュール

- ※ 保険期間が平成31年1月～12月の場合のイメージです。
- ※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。

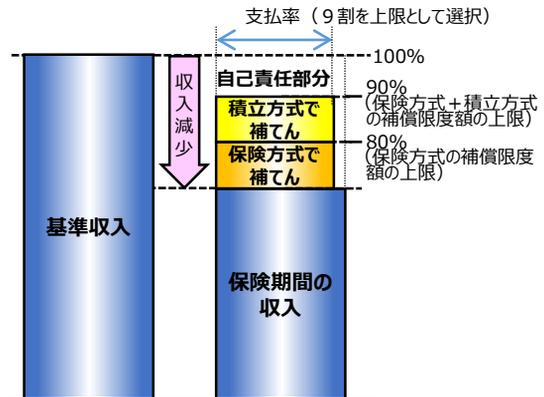


※ 保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）

<収入保険の補てん方式>

(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合



過去5年間の平均収入（5中5）を基本規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

お問い合わせ先

・最寄りの農業共済組合、全国農業共済組合連合会
・農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-7147）

(2019.3)